

愛媛県へ移住した方の マイホーム取得を 金利引下げで応援！



「愛媛県移住者住宅改修支援事業」の補助金交付と セットで【フラット35】地域活性化型が利用できます。

対象となる方

- ・働き手世帯：少なくとも1人が60歳未満の世帯
 - ・子育て世帯：中学生以下の子どもがいる世帯
- ※いずれも平成28年4月1日以降に愛媛県外から移住した方



対象となる住宅

- ・県空き家情報バンク・市町空き家バンク等を通じて購入※1（または賃借）し、改修工事を行う一戸建て住宅 ※1【フラット35】地域活性化型の対象は購入の場合のみです。

【フラット35】 地域活性化型※2

金利引下げ期間
当初**5**年間
金利引下げ幅
【フラット35】の借入金利から
年**▲0.25%**



愛媛県移住者 住宅改修支援事業※3

支援内容（住宅の改修経費）

働き手世帯	子育て世帯
補助率：経費の2/3	補助率：経費の2/3
補助限度額： 200万円	補助限度額： 400万円

※いずれも50万以上の改修に限ります。

※2 愛媛県移住者住宅改修支援事業では、県内全市町において、住宅金融支援機構と協定を締結しています。
【フラット35】地域活性化型の詳しい内容はフラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。
※3 愛媛県移住者住宅改修支援事業の詳しい内容はえひめ移住支援ポータルサイト e移住ネット（<https://e-iju.net/news/5219.php>）をご覧ください。
また、支援内容・募集期間等は移住先の市町により異なりますので、詳しくは裏面の移住者住宅改修支援事業の担当課へお問い合わせください。

【フラット35】地域活性化型 をご利用いただくための要件

【フラット35】地域活性化型をご利用いただくためには、各市町の移住者住宅改修支援事業の担当課から、「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

※「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、各地方公共団体へご確認ください。

【フラット35】S と組み合わせ、さらに金利を引き下げ！

【フラット35】Sは、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）

【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）は、移住支援金※の交付を地方公共団体から受ける方が移住先で住宅を建設または購入する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

（注：移住支援金は、愛媛県移住者住宅改修支援事業とは異なる制度です。）

2021年3月31日までの申込受付分に適用

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）	当初10年間	年▲0.3%

【フラット35】Sを組み合わせて、さらに金利を引下げ

■【フラット35】Sを併用した場合

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】S（金利Aプラン）との併用で	当初10年間	年▲0.55%
【フラット35】S（金利Bプラン）との併用で	当初5年間 （6年目から10年目まで）	年▲0.55% （年▲0.3%）

■【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）の利用条件

【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）をご利用いただくためには、地方公共団体から移住支援金※の交付決定通知書の交付を受ける必要があります。また、移住支援金の交付決定日から5年以内に、取扱金融機関へ借入れの申込みをしていただく必要があります。

■対象地域：宇和島市、西条市、大洲市、西予市

※「移住支援金の交付決定通知書」の交付を受けるための条件については、各地方公共団体へご確認ください。

※移住支援金の要件など、詳しくは内閣官房・内閣府総合サイト（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/ijyu_shienkin.html）をご覧ください。

※【フラット35】地域活性化型及び【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、【フラット35】地域活性化型は補助金交付が終了した場合も受付を終了します。補助金の詳細は各地方公共団体にお問合せください。

※【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。このほか、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細はフラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。」

※【フラット35】地域活性化型及び【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。

※各制度の詳細については、下記に記載の二次元バーコードのリンク先のサイトをご覧ください。

詳しくは、下記照会先までお問い合わせください。

【フラット35】地域活性化型に関すること

住宅金融支援機構四国支店 地域連携グループ

☎087-825-0512

営業時間：9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く。）



移住者住宅改修支援制度全般に関すること

愛媛県企画振興部地域政策課地域づくり支援グループ

☎089-912-2261



移住者住宅改修支援事業及び【フラット35】地域活性化型利用申請に関すること

松山市 ☎089-948-6349	伊予市 ☎089-909-6364	砥部町 ☎089-962-7250
今治市 ☎0898-36-1554	四国中央市 ☎0896-28-6005	内子町 ☎0893-44-6151
宇和島市 ☎0895-24-1111	西予市 ☎0894-62-6403	伊方町 ☎0894-38-0211
八幡浜市 ☎0894-22-3111	東温市 ☎089-964-4473	松野町 ☎0895-42-1116
新居浜市 ☎0897-65-1238	上島町 ☎0897-77-2500	鬼北町 ☎0895-45-1111
西条市 ☎0897-52-1244	久万高原町 ☎0892-21-1111	愛南町 ☎0895-72-7317
大洲市 ☎0893-57-9989	松前町 ☎089-985-4228	

2020年9月1日現在